表中

一〇〇分の五二・七三	一〇〇分の五二・五三
一〇〇分の一九・六二	一〇〇分の一九・二六
一〇〇分の二三・二七	一〇〇分の二四・三二
一〇〇分の一・六八	一〇〇分の一・八五
一〇〇分の一・九二	一〇〇分の一・六〇
一〇〇分の〇・七八	一〇〇分の〇・四四
一〇〇分の四七・五八	一〇〇分の四八・三二
一〇〇分の四・三三	一〇〇分の四・三六
一〇〇分の一三・四九	一〇〇分の一四・六八
一〇〇分の三三・七三	一〇〇分の三一・八五
一〇〇分の〇・二三	一〇〇分の〇・二三
一〇〇分の〇・六四	一〇〇分の〇・五六
一〇〇分の四・四四	一〇〇分の四・三四
一〇〇分の一四・七四	一〇〇分の一四・七〇
一〇〇分の七七・九五	一〇〇分の七八・二〇
一〇〇分の〇・七五	一〇〇分の〇・七六
一〇〇分の一・七五	一〇〇分の一・五四
一〇〇分の〇・三七	一〇〇分の〇・四六
一〇〇分の三六・六五	一〇〇分の三五・七九
一〇〇分の六・一二	一〇〇分の五・七九
一〇〇分の三・九四	一〇〇分の四・三一
一〇〇分の五・四七	一〇〇分の四・八三
一〇〇分の二・一八	一〇〇分の二・二三
一〇〇分の一・九八	一〇〇分の二・一二
一〇〇分の一〇・六六	一〇〇分の一二・一〇
一〇〇分の三三・〇〇	一〇〇分の三二・八三
一〇〇分の五・三六	一〇〇分の四・六五
一〇〇分の九二・一七	一〇〇分の九二・七六
一〇〇分の二・四七	一〇〇分の二・五九

を

に改める。

一〇〇分の五六・八二	一〇〇分の五五・四四
一〇〇分の四・六〇	一〇〇分の四・七一
一〇〇分の〇・二四	一〇〇分の〇・二二
一〇〇分の六・一七	一〇〇分の六・六八
一〇〇分の二・〇五	一〇〇分の二・〇九
一〇〇分の五・四二	一〇〇分の五・四三
一〇〇分の一四・一五	一〇〇分の一四・三三
一〇〇分の一〇・五五	一〇〇分の一一・一〇

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

一〇〇分の九五・〇〇	一〇〇分の九五・四五
一〇〇分の九五・六八	一〇〇分の九四・四五
一〇〇分の九三・一三	一〇〇分の九四・〇九
一〇〇分の九八・九六	一〇〇分の九九・七二
一〇〇分の九六・七五	一〇〇分の九八・〇八
一〇〇分の九九・六六	一〇〇分の九八・六七
一〇〇分の九八・五二	一〇〇分の九八・六一
一〇〇分の九二・一九	一〇〇分の九二・〇〇
一〇〇分の九六・九八	一〇〇分の九六・九三
一〇〇分の九四・九〇	一〇〇分の九四・七四
一〇〇分の九九・一四	一〇〇分の九九・七〇